

## 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)にかかる手続対象法律及び所管部署一覧

○ 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)の専用メールアドレス [na1-01@fsa.go.jp](mailto:na1-01@fsa.go.jp) (各法律共通)

法律	所管部署	備考
銀行法*	監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室 監督局銀行第1課 監督局銀行第2課	
金融機関の合併及び転換に関する法律	監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室 監督局銀行第1課 監督局銀行第2課 監督局銀行第2課協同組織金融室	
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法	監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室 監督局銀行第1課 監督局銀行第2課 監督局銀行第2課協同組織金融室	
金融機能の強化のための特別措置に関する法律	監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室 監督局銀行第1課 監督局銀行第2課 監督局銀行第2課協同組織金融室	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律*	監督局銀行第1課	
長期信用銀行法*	監督局銀行第1課	
信託業法*	監督局銀行第1課	
貸付信託法	監督局銀行第1課	
担保附社債信託法	監督局銀行第1課	
無尽業法*	監督局銀行第2課	
信用金庫法*	監督局銀行第2課協同組織金融室	
中小企業等協同組合法*	監督局銀行第2課協同組織金融室	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と共管
協同組合による金融事業に関する法律	監督局銀行第2課協同組織金融室	
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	監督局銀行第2課協同組織金融室	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省と共管
信用保証協会法	監督局銀行第2課協同組織金融室	経済産業省と共管
労働金庫法*	監督局銀行第2課協同組織金融室	厚生労働省と共管
農林中央金庫法*	監督局銀行第2課協同組織金融室	農林水産省と共管
農業協同組合法*	監督局銀行第2課協同組織金融室	農林水産省と共管
水産業協同組合法*	監督局銀行第2課協同組織金融室	農林水産省と共管
農業信用保証保険法	監督局銀行第2課協同組織金融室	農林水産省と共管
中小漁業融資保証法	監督局銀行第2課協同組織金融室	農林水産省と共管
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	監督局銀行第2課協同組織金融室	農林水産省と共管
株式会社商工組合中央金庫法	監督局銀行第2課協同組織金融室	財務省、経済産業省と共管
確定拠出年金法	監督局総務課	第6章のみ対象 厚生労働省と共管
貸金業法*	監督局総務課金融会社室	消費者庁と共管
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	監督局総務課金融会社室	
資金決済に関する法律*	総合政策局フィンテックモニタリング室	
不動産特定共同事業法	監督局総務課金融会社室	国土交通省と共管
資産の流動化に関する法律	監督局総務課金融会社室	
電子記録債権法	監督局総務課金融会社室	法務省と共管
保険業法*	監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室 監督局保険課	
損害保険料率算出団体に関する法律	監督局保険課	
船主相互保険組合法	監督局保険課	
自動車損害賠償保障法	監督局保険課	国土交通省と共管

法律	所管部署	備考
金融商品取引法*	監督局証券課 総合政策局総務課審判手続室 企画市場局市場課 企画市場局企業開示課	第2章～第2章の6:企業開示課 第3章～第3章の4:証券課 第4章:証券課(店頭売買有価証券市場の運営に係るものは市場課) 第4章の2:証券課 第5章～第5章の3:市場課 第5章の4:証券課 第5章の6:市場課 第6章:市場課 第6章の2:審判手続室、市場課、企業開示課
投資信託及び投資法人に関する法律	監督局証券課	
商品投資に係る事業の規制に関する法律	監督局証券課	第2章第2節のみ対象 経済産業省、農林水産省と共管
社債、株式等の振替に関する法律	企画市場局市場課	法務省、財務省と共管
公認会計士法	総合政策局総務課審判手続室 企画市場局企業開示課	第5章の5:審判手続室、企業開示課 上記以外:企業開示課
郵政民営化法	監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室	内閣官房、総務省と共管
スポーツ振興投票の実施等に関する法律	監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室 監督局銀行第1課 監督局銀行第2課 監督局銀行第2課協同組織金融室 監督局保険課	第18条のみ対象 文部科学省と共管
株式会社地域経済活性化支援機構法	監督局銀行第2課 監督局銀行第2課協同組織金融室	内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省と共管

※1 当庁以外の行政機関との共管法令については、当庁において責任を持って回答できる範囲内で回答することとする。

※2 \*の指定紛争解決機関の章等の所管部署は、企画市場局総務課。